

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| タイトル | 父権・母権・「性契約」：フィルマー・ホップズ・ロックの権力論 |
| 著者   | 中村，敏子；NAKAMURA, Toshiko        |
| 引用   | 北海学園大学法学研究，54(2)：1-29          |
| 発行日  | 2018-09-30                     |

# 父権・母権・「性契約」

——ファイルマー・ホップズ・ロックの権力論——

中 村 敏 子

## 一、国家と家族の権力をめぐる議論の概観

一九七〇年代のフェミニズムは、自由と平等を標榜する近代自由主義国家において、なぜ女性は自由と平等を享受できないのかという問題を提起した。その理由として最も重要だと考えられたのは、国家と家族が分離されたこと、すなわち公的領域と私的領域の分離である。女性たちは、そこから次のような問題点を導き出した。ひとつめは、生命を産み出し、育てることが私的な活動になってしまったということ。そして、それを家族において女性のみが担うようになったということである。すなわち女性という属性により女性の役割が規定され、それが家族に閉じ込められてしまうことで、女性たちは政治的に意味の無い存在とされてしまったのである。こうして国家の政治は女性とその

あり方に関心を向けず、政治学は家族を分析の対象とすることがなくなった。

しかし一六世紀から一七世紀のイングランドでは、家族における父の権力を中心に権力の考察がなされていた。そして、家族における権力を軸として、国家権力の正統性が争われていたのである。本稿では、通常政治学の分析では扱われない家族の権力との関係において国家権力がどのように説明されたのかについて、その主要な論者だったフィルマー、ホッブズ、そしてロックの比較分析を行なう。

ホッブズもロックも、国家権力に関してはフィルマーの王権神授説に反対して社会契約による国家を論じたと考えられているが、家族における権力という観点を加えてみたとき、両者の議論はまったく異なることがわかる。フィルマーは、家族における父権を王権と重ね、神を根拠として論じたが、これに反論するためにホッブズは、神を排除して人間の現実から出発し、家族における最初の権力として母権を論じた。しかしロックは、家族を神の領域として男性の優位を神の自然に基づくものとしたうえで、男性たちが契約に基づく国家を作ると論じたのであった。ここから近代自由主義国家における女性と家族をめぐる問題が生じたのである。このように、家族そしてそこにいるべきだとされた女性を含めて権力の問題を考察することにより、母権を論じたホッブズの権力論の思想的意味と、近代自由主義国家の基礎となったロックの権力論の問題性を浮き彫りにすることができるであろう。

## 二、フィルマーの父権論

### (1) フィルマーの父権論の構造

家族において父が権力を持つことは、一七世紀のイングランドにおいて現実にそうした状況があり、また聖書の「創

世記」に、アダムは神の命令により父として支配するという記述があることから、当然であると考えられていた。そして、このような家族における父の権力と国家権力との関連をどう考えるかについて、当時二つの対立する議論が存在した。ひとつは、「家族と国家は異なる起源を持ち、父の権力と王の権力は異なる」とするものである。これは、カトリックのベラルミーノやスアレスにより主張され、後にロックへとつながる議論である。彼らは、家族と国家を分けることで、神の定めた父の権力に対しては抵抗できないが、王への抵抗は可能だと主張した。

これに対する二つめの議論は、父権と王権を同一のものとして、父に抵抗できないように王にも抵抗できないとする議論である。これは欽定版聖書の翻訳者の一人であったサラヴィアにより主張され (1593 *De Imperandi Authoritate*)、フィルマーへと引き継がれた議論である。<sup>1)</sup>次にこの議論の内容を詳しく見てみよう。

父権と王権が同じであるとする議論には、二つの内容が含まれている。ひとつは、家族を政治的共同体であるみなし、家族が拡大して国家となることで、家族を支配していた父が王になるというものである。それを前提としてフィルマーは、さらに父権と王権を重ね同一のものだとすることで、王に対する抵抗権を否定した。こうした彼の議論は、聖書の「創世記」に基づいている。それゆえ、彼の議論を見るために、まず「創世記」の内容を確認することにしよう。そこでは、次のように現世の人間世界の始まりが説明されている。

まず、神はアダムという男性を創り、彼を助ける者として、その肋骨からイヴを創った。二人が最初にいた楽園では神により平和な秩序が保たれ、二人には永遠の生命が保証されていた。しかし、イヴが蛇に唆され「原罪」を犯すことで二人は楽園を追放され、現世で生きることになった。その際神は、アダムに対しイヴを支配するよう命じたのである。この追放により人間は、神による平和な秩序と、永遠の生命を失った。こうして現世の人間は、自分たちで秩序を保ち、生命をつないでいかなければならなくなった。すなわち統治と生命の継続を、自分たちで確保すること

が必要となったのである。現世の権力はそのためにある。これは、当時の人々にとっての常識であった。

フィルマーの父権の主張の出発点は、「原罪」を犯した後に神がアダムに対して発した「イヴを支配せよ」という命令である。フィルマーは、これが支配の起源であり、すべての人類の父に与えられた全権力の源泉であるとする。なぜ妻であるはずのイヴに対するアダムの支配が、父としての支配といえるのだろうか。それは、当時父権の根拠として、父が「生んだ」ものは父が支配できると一般に考えられており、それゆえ子どもは「自然の従属」の中に生まれ、父に抵抗できないとされていたからであった。イヴはそもそもアダムの肉体の一部から創られており、アダムが「生んだ」ともいえるのである。それゆえフィルマーは、アダムがイヴを父として支配すると論じることができたのであった。

しかしフィルマーは、アダムは最初から父であると同時に王でもあったと述べる。

「アダムは創造されるやいなや、一人も臣民がいなくても、神の任命により世界の王となった。」<sup>(2)</sup>

そして、父であることと王であることの関係について次のように述べる。

「すべての人間の父であるアダムの王的権力は、神により…父としての権利 (by right of fatherhood) により定められた」<sup>(3)</sup>

すなわちアダムは最初から王であり、それは父としての権利に基づくというのである。ここでいう「父としての権利」は、子どもを生み出すことによる権利を意味する。それが王であることにつながるのである。それは次のようなことである。

アダムは父として支配するよう神から権力を授けられた。そして自分で子どもを生み出すことにより、後の世代の全人類の父となる。しかし、このように多くの人々を支配することになると、その支配は父ではなく王としての支配

となる。それゆえアダムは初めから全人類を生み出すことで、王として支配することになる「潜在性」を持ったとフィルマーは主張した。<sup>(4)</sup>こうしてフィルマーは、アダムは初めから王として任命されていたと述べたのである。もともと父は子どもを生み、そして支配するというのが父権の議論であった。フィルマーはその中から、全人類に対し秩序を作り人間を保護する権力を王に移譲することで、王の権力は父の権力同様、神からの授権のだと主張したのであった。

「創世記」では、秩序と生命を守るという二つの行為は神が楽園において人間に対して行なっていたものであり、神のいない現世で生きる人間は、これらを自分たちで行なっていかなければならない。そのために、アダムは神から権力を授けられたのである。現在の王は、アダムに与えられた父権と王権を引継ぎ、生命を生み出し秩序を作るという神の行為を模倣することで現世を支配する。それゆえ父にも抵抗できないように、王にも抵抗できない。これがフィルマーの議論である。このようにフィルマーは、父の権力の中に巧みに王の権力をすべり込ませ両者を重ねること、共に神による授権であるとした。こうした論理により、王に対する抵抗を容認する論者たちに反駁したのである。

## (2) 女性を抑圧する二つの「自然」——当時の社会における女性の位置づけ

しかし、なぜ男性である父だけが子どもを「生む」のであろうか。それは、当時の家父長制論において、人間の発生に関して、男性が「主要な行為者」、女性は「空の容器」すなわち無意味であると考えられたからである。<sup>(5)</sup>これは、当時の家父長制論の一般的主張であり、フィルマーの議論に特殊なものではない。

これに関連して、当時の社会において女性がどのように位置づけられていたかを見ておきたい。当時女性たちは、二つの「自然」という概念によって、男性に従属するのが当然であるとされていた。ひとつは神による「自然」であ

る。これは聖書の「創世記」が根拠となっている。先に述べたように、「創世記」では、イヴはアダムを補助する者としてアダムの肋骨から創られた。また、「原罪」はイヴが主導し、その後神がアダムの支配を命じたという記述がある。それらがもとになり、女性が男性に支配されるのは、神の定めた「自然」であると考えられていたのである。<sup>(6)</sup>

もうひとつが、生まれつきの肉体的形態という「自然」である。これはアリストテレス以来の議論である。アリストテレスは、男性は「形相」であり女性は「質料」であると論じた。男性は本質であり、より良い存在であり、原理を体現している。そして、何かをできる能力を持つことこそ、「雄」という意味なのであると彼は主張した。それに対し女性は、何もできないという無能力の存在で、いわば発育不全の男性だといえる。それこそが「雌」という意味なのだ、アリストテレスは論じたのであった。<sup>(7)</sup>

この二つの「自然」の議論は、まさに西洋中世の根幹をなしていたキリスト教とアリストテレスという二つの思想から来ており、西洋の歴史に一貫して見られるが、特にルターの教説に典型的にみることができる。ルターは、聖書の記述における命令は歴史的事実であるという前提に立って、女性に関して次のように教えた。女性は自分の意志に従ってはいけない。すべて夫に従うべきである。また、女性が男性の上に立つてはいけない。なぜなら男女は太陽と月の関係であって、太陽が優れているのは当然である。<sup>(8)</sup> 神がそのように創ったのだから、人間がそれを変えることはできない。また、子どもを産み、夫に従って家政を受け持つという女性の天職は、肉体的形態によるとも主張した。

「男性は広い胸と小さな腰を持つ。それゆえ彼らは知恵を持つ。女性は家にいるべきなのだ。なぜなら、女性には大きな腰と尻を持つがゆえに静かに座っているべきなのだから。」

「(女性は言葉を持っているが)はかげたやり方で脈絡もなく話す。……すべてをこちゃ混ぜにし、乱暴に話す。ここから女性は家政のために創られ、男性は秩序を保ち世界の物事について統治し、戦い、そして正義に関し

て扱うことがわかる。<sup>(9)</sup>

このように父権と女性に対する抑圧が神を根拠として主張されるのが当然とされる中で、ホッブズは「合意」による母権の議論を展開したのである。

### 三、ホッブズの母権論

#### (1) 「自然状態」における人間

ホッブズの母権の議論において最も重要なのは、「自然状態」で人間がキリスト教の神と関わりなく生まれるとしたことである。どのように人間がこの世に存在することになったかについて、ホッブズの主要著作『法の原理』『市民論』『リヴァイアサン』における叙述はそれぞれ異なっている。<sup>(10)</sup> その中で最も踏み込んでいるのが、『市民論』第八章における叙述である。

「もう一度自然状態に戻って、人間が大地から茸のように現われ、相互に何の義務も持たないで成長したかのような状態であるとしよう。<sup>(11)</sup>」

ここには神がまったく登場しない。ホッブズの人間の誕生に関するこの記述は、ギリシア神話からイメージを得たのではないかと考えられる。<sup>(12)</sup> キリスト教とは異なり、ギリシアにおいては、自然界の事物の生成は女性と男性の生殖の原理で説明され、人間も大地の女神であるガイアから生まれるとされていた。アテナイの初代の王ケクロプスも大地から生え出た人間であったし、アテナイ人は自らを「大地から生まれた者(アウトクトネス)」と称していたという。こうして「自然状態」では男性も女性も完全に一人で生まれ、完全に対等だとされたが、ホッブズは更に、男女は、



生まれつきの自然において持つ能力についても変わらないと述べている。

『市民論』第九章

「性として優れているから主人になるのは母でなく父であるという主張には根拠がない。<sup>(13)</sup>」

『リヴァイアサン』第二〇章

「優れた性だからとして、人間に対する支配権を男性だけに属するものとする人がいるが、これは間違った見解である。」男女の間においても「強さや深慮において」決定的な違いはない。<sup>(14)</sup>

こうした「自然状態」からどのような人間同士の関係が作られるとホッブズは論じたのだろうか。次にそれを見ることにしよう。

(2) 「獲得によるコモンウェルス」

①二種の支配形態

ホッブズは、「自然状態」において男女が完全に対等に生まれた後、そこから二種類の人間関係が生じ、二つの支配形態が成立すると論じた。ひとつは、人間同士の敵対的關係から闘争状態が生じ、その結果、そこで勝利した者が主人となって捕虜を奴隷として支配する「専制的支配」である。その支配の最初は、捕虜を捕まえて鎖につなぐという事実上の支配という形をとるが、そのような事実上の支配は、その後、敗北した者が自分の生命を守るために従属に「合意する」という手続きを経ることで、持続的な支配に変化する。

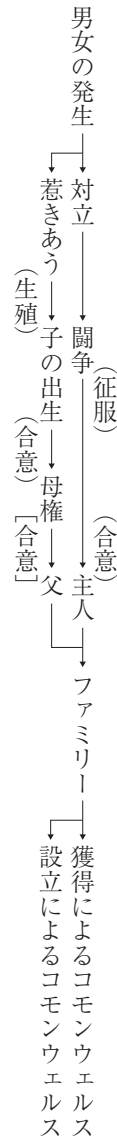
もうひとつの支配形態は、男女が惹かれあうことで生じる性関係から子どもが生まれ、そこで母が子どもに対して母権を持つことから始まる。ホッブズは、キリスト教では否定された肉感的 (sensual) な欲情 (lust) を肯定し、男女

の性関係からまず母権が生じるとした。その際ホッブズは、子どもが生まれるには男性と女性の両方が必要であつて、父が生み出したから父権が成立するとはならないと論じ、父権の議論に対し反論している。

「自然状態」においては持続的な関係が成立しないため、男女の性関係のあと時間が経過して子どもが生まれるときには母しかいないことになる。そこで母は、新生児に対し乳を与えることで新生児の生命を握るという権力、すなわち母権を持つことになる。ここでもホッブズは、「生む」ことを父権の根拠とする論者たちに対し、母権は母が子どもを産んだことを根拠にするのではなく、生命を保護することによると主張する。そしてその権力は、当初は現実授乳しなければ子どもの生命に関わるという事実上の支配権のだが、このような権力は、子どもが授乳を必要としなくなれば消滅してしまう。それゆえ母はその前に、子どもが自分の生命を守るために従属に「合意する」ことを確保し、この支配を持続させるのである。

このように母権を認めたホッブズであるが、この後彼は、母が男性と婚姻する際に、「合意」により男性に母権を移譲するという方向に議論を進め、これによって男性による「父権的支配」が成立するとした。こうして「合意」に基づく「専制的支配」と「父権的支配」という二種の支配権を男性が持ち支配する「ファミリー」<sup>(15)</sup>が成立する。そして、「ファミリー」が征服と生殖により拡大していくと、「父系相続による王国 (Patrimonial kingdom)」へとつながるのである。すなわち「獲得によるコモンウェルス」の成立である。他方で、「ファミリー」を支配する男性たちが相互に契約を結ぶならば、「設立によるコモンウェルス」が成立するのである。

＊参考図…自然状態からコモンウェルスまで



②「自然的力」による支配の「獲得」

ホッブズは、「獲得によるコモンウェルス」は「自然的な力や強さにより獲得される」と述べる。ここでいわれる「自然的力」とはどのような意味なのであろうか。『リヴァイアサン』第一〇章でホッブズは、「人間の力 (Power) とは、彼が将来の明らかな善を得るために現在持っている手段のことである」と述べて、例えば非常な強さのよう、肉体や精神の能力の卓越さを意味する「本来的 (Original)」または「自然的 (Natural)」力と、後から獲得した力である「手段的 (Instrumental)」力があると述べる。<sup>16</sup>「獲得によるコモンウェルス」へとつながる「専制的支配」のもと、人間が持つ相手を打ち負かす肉体的強さであり、「父権的支配」のもとになる母権は、母が持つ子どもを産み保育する能力である。すなわち両者とも、現実に関相手の生命を左右できる「力」を「自然的」に持ち、それを使うことで相手に対する支配を「獲得する」。

これらは、次のようにも考えられる。すなわち、他人を打ち負かす肉体的な強さは、通常男性が優れているとされるし、子どもを産み保育するのは女性の能力である。それゆえ、「専制的支配」と「父権的支配」が獲得されるのは、男性・女性それぞれが「自然的」に持つ「力」によるのである。つまり、男女それぞれの肉体に備わる自然的属性（強さや出産・保育能力）が権力の源泉であるということである。

さらにこの二つの支配についてみると、肉体的強さは闘争状態を収めて秩序を作るものであり、出産・保育は人間の生命の継続を保証する。これにより人間が現世において必要とする秩序の保持と生命の永續性が保証される。このように考えると、ホッブズ自身神を登場させずに人間の支配関係を考えたにもかかわらず、秩序と生命の持続という当時のキリスト教社会の常識的な前提をふまえていたことがわかるであろう。しかし、肉体的強さも産み育てる能力も支配を持続させることにはつながらず、支配を持続させるためには、支配される者の「合意」が必要だというのがホッブズの主張の核心であった。こうしたホッブズの議論の意味を次にみることにしよう。

#### 四、ホッブズの母権論の意味

##### (1) 女性を抑圧する二つの「自然」からの解放

まず女性の観点から見るとき、ホッブズの議論は大変重要な意味を持っている。それは、女性を一貫して抑圧してきた二つの「自然」から女性を解放したということである。まず神による「自然」については、神のいない「自然状態」を出発点とすることで、女性が従属すべきだという神の命令を無化した。中国の女性や家族の歴史を「性」という観点から分析したスーザン・マンは、現代のアメリカの学生でさえも、アダムとイヴが神の恩寵を失ったという聖書に書かれた「原罪」の観念に影響されていると述べている。<sup>(17)</sup>現代にも至るこうしたキリスト教の強大な影響力を考えたとき、一七世紀のキリスト教社会において神から女性を解放したホッブズは、女性をめぐる思想において、革命的な転回を示していたといえるだろう。

さらに現代でも重要だと思われるのは、ホッブズが母権の議論において、女性の肉体的特性すなわち子どもを産み

保育するという自然の属性を「自然的力」として肯定し、権力の根拠としたことである。前述したように、アリストテレス以来、女性の肉体的属性は常に否定的評価の対象となってきた。それに対してホッブズの議論は、それを価値付け社会的に評価するという点で、女性にとって重要な意味を持っているのである。

現代の女性の問題を考えてきたフェミニズムは、一貫して女性の自然的属性を超えることを志向してきた。女性は女性としてではなく、「人間」として、また「個人」として扱われるべきだというのがフェミニズムの主要な主張であった。それはなぜかといえば、女性「である」という属性を持つことで、常に社会的に抑圧される状況が存在したからである。

しかし、近代自由主義理論を女性の立場から批判的に検討してきたキャロル・ペイトマンは、女性や男性が生まれながらに持っている属性に基づく「生感 (gender)」は、それ自体としては抑圧的ではない。そのような「生感」の違いを無視して性中立的な「人間」を志向することは、男女が本来持っている肉体から離れることになってしまう。そしてそのような議論における「人間」は、必ず男性の肉体を持った存在として表象されることになり、それが女性の属性の抑圧へとつながるのだと論じる。それゆえ彼女は、女性と男性という異なる生感をもった存在を否定することなく、共に政治体に統合する方法を考えることが必要であると主張している。<sup>(18)</sup> そのような観点から考えたとき、ホッブズの母権論は、男性・女性がそれぞれ「自然的」属性により持つ「力」を認め、そうした現実から政治的な統合を考えた点で、現代にも通じる意味を持っているのである。ホッブズの議論はこのように、女性に関わる議論においても、キリスト教とアリストテレスという中世の根幹をなしていた思想を超えていたのだといえよう。

しかし、ホッブズの議論はこのような特筆すべき意味を持っているとはいえず、彼は女性を解放するためにこれを論じたのではない。フィルマーに代表される神授権説とは異なる根拠により王権を説明することが、彼の目的であった。

彼はそのために、人間の現実だけを見つめ権力を考察した。その結果、女性の持つ「自然的な力」をも評価することになったのである。政治思想史の文脈からいえば、その中で示された「合意」という概念こそが、彼が論じようとした重要な内容だったといえよう。ここでは次に、彼の示した「合意」という概念が、どのような意味を持っているかについてみていくことにしたい。

## (2) 「合意」概念の革命性

ホッブズが対抗すべきは、「神による父権」すなわち王権は父であることに基づき神から与えられたという「自然」に基づく議論であった。これを粉碎するには、神の命令と共に父権をも覆す必要がある。そこでホッブズが提示したのが、「合意による母権」である。このようなホッブズの母権論をフィルマーの父権論と対比してみると、重要な点において完全な対称をなしていることがわかる。まず権力の起源について、フィルマーは父に対する神からの授権としたのに対し、ホッブズは母の持つ出産・保育という自然的力の行使によるとした。その支配がどのようにに持続するかについては、フィルマーは父が子どもを生み出すことによるとしたのに対し、ホッブズは子どもが「合意」することによるとした。

「獲得によるコモンウェルス」の出発点である「専制的支配」における捕虜の「合意」も、母権による支配における子どもの「合意」も、捕虜や子どもは合意しなければ自己の生命が危うくなるという恐怖を感じる状況において迫られる「合意」、すなわち「強制による合意」とも呼べるものである。そのため、これが「合意」と呼べるのかという疑問が常に呈されてきた。<sup>19)</sup>しかし「獲得によるコモンウェルス」の議論において示された「合意」という概念こそが、彼の思想を革命的たらしめたといえるのである。

ホッブズ自身は詳しく論じないが、彼の「合意」についての議論は、ローマ法の法理に基づいていると考えられる。ホッブズの「自由」や「権利」の概念をローマ法の伝統の中で分析したアナベル・ブレットは、「恐怖が合意のための意志を無効にするか」という問題は、ローマ法学者によりしばしば議論される問題だったとする。法学者たちは、条件を付して強制された場合の決定は、選択肢が開かれているがゆえに、依然として決定を行なった人間の意志に基づいており、有効な合意であると論じたという。<sup>(20)</sup>

ホッブズの権力論に対するローマ法の法理の影響は、これまであまり注目されてこなかった。彼の論じる「ファミリー」における女性の権利の移動の説明も、ローマ法のファミリアに関する法理に重なっているが、ホッブズの議論における「代表」や「主権」の概念に対するローマ法の影響を検討したダニエル・リーは、その影響の背景を、以下のように説明している。<sup>(22)</sup>すなわち、当時のイングランドでも、あまり論理に重きを置かないコモン・ローに対して、ローマ法の論理を学ぶことは法的思考にとり有効だと考えられていた。一五四六年にはヘンリー八世によりオックスフォード大学・ケンブリッジ大学にローマ法の欽定講座が設けられたが、それはコモン・ロー学者の自律と権力に對抗するためであり、また教会法や衡平法、国際法というローマ法系の法の訓練を行なうためでもあった。そしてローマ法を学んだ人たちは、スチュアート朝はさまざまな役職に重用した。また、オックスフォード大学時代にホッブズのチューターであり、キャヴェンディッシュに彼を推薦したジェイムズ・ハッシー(Sir James Hussey)はローマ法の博士であり、ホッブズがしばらく秘書として働いたフランシス・ベーコンも、法改革の中でローマ法に興味を示していたといわれる。

フィルマーは、神から授けられた父が「生む」ことから子どもの「自然的従属」が帰結すると主張した。ホッブズは、父権に母権を対置し、同じく「産む」という人間の自然の行為から出発しながら、そこから権力は生じないとし

た。権力とは生命を保護するためにあるとしたうえで、さらに「合意」によって持続するとした。すなわち権力による支配は、神の「自然」を根拠とするのではなく、「合意」という人間の行為すなわち「作為」による。これは、神から授けられた父から生まれるという「自然」に基づき、子どもの父に対する「自然の従属」を引き出す父権論の主張を、根底から覆す議論であった。

さらにホッブズは、一見強制のように見える子どもや捕虜の従属も、選択肢が存在するがゆえに「合意」であるというローマ法の法理を梃子として、彼らの意志に基づく「合意」といえるのだと論じた。ここでの「合意」が選択肢の存在を前提とするならば、子どもや捕虜は、生命を握られ合意を迫られながらも、合意するかどうか選択できることになる。すなわちこれらの支配において、支配に関する決定のイニシアティブが被支配者の側に移ることになるのである。こうしてホッブズは、母権および「専制的支配」の議論において、ローマ法の法理を使うことで巧妙に支配に関する決定権を支配者から被支配者の側に移転させ、被支配者個々人の意志により支配が成立するという議論に転換させた。ホッブズはこうして神を根拠とする議論を覆し、支配のイニシアティブを被支配者に移転することで、そこから被支配者が国家を「設立する」という議論への道を開いたのであった。

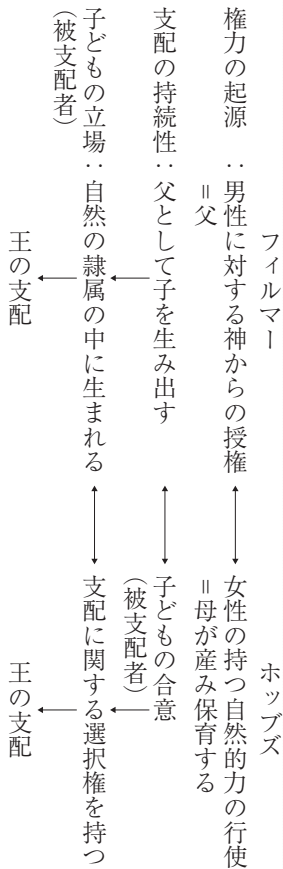
ホッブズは最終的には王の支配を肯定するが、実は彼の母権論は、フィルマー同様「子どもが生まれる」という人間にとって最も自然的な事実から出発しながら、「合意」という概念を使うことで、神の「自然」に基づく父権の議論を根本から否定して人間の意志に基づく作為に転換するとともに、「合意」に基づく国家を可能にするための仕掛けでもあったのである。

リチャード・タックは『市民論』の解説において、ホッブズは熱心な王党派だったが、他の王党派からはまったく信用されていなかった。なぜならホッブズの議論は、王の最大の敵たちと同じく、人間は自由で平等であるという前



提から始まり、また彼が、母権を認めるという驚くべき主張をしていたからだと述べている。<sup>(23)</sup> ホッブズはさらに、「獲得によるコモンウェルス」成立の過程に上のような「合意」概念をはさむことで、支配に関する決定権を被支配者の側に移したうえで、彼らが国家を契約により「設立」するというまったく新しい国家形成の形を示すことになった。こうしてホッブズは、王政を擁護しながらも、当時の社会の前提であった「統治は自然的に存在し社会は公共善を追及すべきだ」という考え方を根底から掘り崩す可能性を持った、革命的な議論を展開することになったのである。<sup>(24)</sup> それゆえリチャード・カンバーランド (Richard Cumberland) は、「ホッブズは一方の手で王たちに贈り物を与えるように見せながら、他方で反逆するように彼らの心臓に短刀を突き刺す」(De Legibus Naturae, 1672) と評したという。<sup>(25)</sup>

\* 参考…フイルマーとホッブズの議論の対比



## (3) 「合意」と女性

このように子どもの従属という観点から見たとき、「合意」という概念は「自然」の従属からの解放を含意するものであったが、女性の観点から見ると、それはまったく異なる意味を持つことになった。それは次のようなことである。現実には母が子どもに授乳するという事実により子どもの生命を握るという事実上の権力だった母権が持続するために「合意」による権力に転換することは、母権が言語に基づく支配に転換したということである。そして、そのあと再び婚姻に関する「合意」により、女性のもつ母権が男性（父）に移譲されるのだとホップズは論じた。この移譲がなぜ可能になるかという点、母権が言語に基づく支配に転換したからである。事実に基づく権力とは異なり、言語に基づく権力は他人に移譲可能であり、それゆえ父がそれを移譲されることで父権的支配が成立する。こうしてファミリーにおいて父権と主人としての権力を持つ男性が、国家の形成へと向かうのであった。

すなわち女性の「自然的力」により獲得された母権は、「合意」という言語に基づく支配に転換することで、女性と男性の婚姻によって男性に移譲され、女性が男性に従属する関係が作られることになってしまった。ホップズの母権論についてはじめて本格的に考察したキャロル・ペイトマンは、このような男女間における「合意」に基づく契約関係の形成を、女性に従属をもたらし「性契約 (the sexual contract)」であるとして批判している。<sup>26)</sup> ペイトマンがなぜこの契約を「(性) 契約」と名づけたかといえは、キリスト教における結婚関係は、肉体的な同一化すなわち「(性) 関係」を作ることが目的であり、夫婦となるための契約は、性関係を結ぶことを主要な内容とした契約だからである。<sup>27)</sup>

しかし、そもそもホップズの議論における「ファミリー」は、ローマ法にいう「ファミリア」のような政治的共同体として考えられており、男性と女性の婚姻における「合意」は、「ファミリー」の統治権をどのように形成するかと

いう観点から考察されている。ペイトマンは、おそらく夫婦の性的一体化をめざすキリスト教的な結婚関係を前提としたため、それを「性契約」としたのであろうが、ここでの合意は、男女の一体的な性関係を作り出すためではなく、統治権を男性と女性のどちらが握るかに関わるものである。

またホッブズは、「ファミリー」の統治権に関して父権へと収斂する議論を展開しながら、他の可能性として、たとえばアマゾネスのように母権が持続する国家権力のあり方や、男女が共同して権力を持つ「パートナーシップ」という関係を示唆している。すなわち彼は、男性の支配が必然であるといっているわけではない。男女間の「合意」に基づき、女性が統治権を握る可能性も示されているのである。この「性契約」の問題性は、近代自由主義国家の基礎を築いたロックの議論に現われている。それはロックが、再びキリスト教の神を政治理論に導入したからである。フィッシャーの主張した父権という男性の権力を、再び神に頼ることにより夫権という形に再構成したのがロックである。

## 五、ロックの社会契約と「性契約」という問題

### (1) 父権論に対する批判

ロック自身が「政治権力と父権という二つの権力は完全に別個のものであり、分離したものであって、まったく異なる根拠に基づき、まったく異なった目的のために与えられた」とはつきり述べているように、『統治二論』は、フィッシャーの父権論に対抗するために書かれた。その意味では、ホッブズの母権論と同じ意図をもった議論であったといえよう。しかし、ホッブズが権力の根拠を人間の現実<sup>②</sup>に求め、母権により父権の議論を粉砕したのに対し、ロックはフィッシャーの父権論を否定するために、家族における権力をすべて神に依拠して論じた。

アダムが神から授けられた後の権力に関してファイルマーは、父が子どもを「生む」という人間の行為に基づき論じたが、ロックは、人間の生命はすべて神が司るとして、生命を「生む」ことを神に預け返した。

「生命の作者と授与者は神であり、彼の中においてのみ、我々は生き、行動し、存在することができる。」<sup>②</sup>

前述したように、キリスト教の教義によれば、「原罪」を犯すことで人間は樂園を追放されることになった。その結果人間は神のもと享受していた永遠の生命を失い、現世において生命を継続させ秩序を作らなければならなくなったのである。そのため人間社会には権力が必要なのであった。しかし、ロックはこうしたキリスト教社会における権力論の前提に対し、生命を維持し永續させるための努力を人間が行なうのではなく、その行為を再び神に戻し、神に頼ることにしてしまったのである。これがロックの議論の最大の特徴である。そこから、権力に関して次のような主張が行なわれることになる。

人類の生命を持続させるため子どもを「生む」がゆえに、父が子どもに対する強力な権力を持ち、子どもは「自然の従属」の中に生まれるという父権論であったが、ロックのように「生む」ことが神の管轄になれば、父が「生む」ことを根拠に権力を持つことはできない。こうしてロックは、子どもに対する権力は両親が行使するとしただけで、その権力は、単に子どもたちを教育するために神から与えられた弱いものであると主張する。両親の任務は、「人類の存続と子どもに生命を与える」という神から与えられた使命のために、神の「偉大な計画における道具」<sup>③</sup>として、子どもを養育し、自然法を理解するために理性を使えるよう教育することである。両親は神に従って子どもに対応するがゆえに、彼らがファイルマーの父のように強い権力を持つことはない。

このように子どもは両親の「愛情」や「配慮」のもと養育され教育されることで理性的人間に成長し、成人した後両親の権力から離れて独立する。それにより親の権力は消滅し、両親の権力は継続することはない。

このような子どもの権力に関するロックの議論をフィルマーの議論と対比してみると、次のようになるであろう。フィルマーは、神から権力を与えられた後、父が子どもを「生む」ことで子どもに対する強い権力を持つとした。その権力は人間の永続性を保証するものである。これに対しロックは、生命を「生む」ことを神に預け返すことで、生命を永続させるための人間の権力という概念を骨抜きにした。すなわち生命の発生と永続性の保証という重大な目的を持たなくなったこの世の権力は、人間にとってあまり重要なものではなくなる。そこからロックは、子どもに対する権力は、父だけでなく両親が持ち、その権力の内容は子どもを教育するという非常に弱いものであるとして、強力的な父権という概念を否定した。そのうえ家族は子どもが成人すれば解消してしまうような一時的な関係なので、そこでの権力も、家族の解消によりすぐに消えてしまふはかないものであるとされた。それゆえフィルマーの父権のように継続することはない。こうしてロックは、神に依拠すること、人間の生命を永続させるために父が権力を持つこと、権力を行使すること、そして権力を継続させることというすべての点において父から権力を剥奪し、フィルマーの議論に反駁したのであった。

## (2) 女性の「自然」による従属——「性契約」という問題

このようにロックの議論では、子どもに対する権力を両親が持つとされることから、一見すると男性と女性を平等に扱う主張のように思われる。しかしその対等性は、子どもに対する権力行使に関してだけ妥当する。ロックは、夫婦関係は男性と女性の自発的な契約により始まるとするが、男性と女性の関係についての彼の議論には、女性を抑圧するふたつの「自然」の概念が見てとれる。彼は、女性の夫に対する従属は「自然に基礎を持つ」と述べて、それが神の命令であることを当然だとしたし、夫婦間の決定権は「自然により」「より能力がありより強い」男性が持つとし

て、自然の属性による男性の優位を認め、女性の従属を容認した。すなわちロックは、結婚するという契約を結ぶことにより女性が男性に従属することは、当然であると考えていたのである。このような女性の従属を作り出す結婚契約こそ、まさにペイトマンのいう「性契約」である。

前述したように、キリスト教における婚姻関係は肉体的な同一化すなわち〈性〉関係を作ることが目的であり、夫婦となるための結婚契約は、性関係を結ぶことを主要内容とした契約であった。キリスト教社会における結婚は、こうした性的一体化と神の「自然」による女性の従属を必然的に前提としてきた。家族を神の管轄する領域であるとするロックの議論も、当然例外ではない。

しかし、こうした問題とともにペイトマンが批判したのは、契約概念そのものの問題性である。すなわち婚姻関係が「合意」に基づく契約により作られるとされながら、結婚契約が、そもそも通常の「契約」概念から逸脱する性質を持っているという点なのである。それは以下のような意味である。

契約とは、そもそも自由で平等な立場の個人同士が対等に条件について交渉し、それについて合意するという形で結ばれるべきものである。しかし、結婚契約においてこの概念はまったく妥当しない。なぜなら、まず第一に、結婚契約においては、契約当事者が自由にその立場を選ぶことはできず、女性が妻に、男性が夫になることが決まっている。すなわち、生まれつきの属性により法的立場が決まってしまうのである。これでは自由な契約とはいえないであろう。

更にもうひとつの問題は、結婚契約が先にも述べたように、肉体を対象とする契約であるという点である。ペイトマンはその書『性契約 (The Sexual Contract)』において、肉体を契約の対象とすることの問題性について広範に論じているが、重要なのは、肉体を契約の対象とすることで、人間の従属関係が作り出されるという点である。キリスト

教社会における結婚契約もそうした契約のひとつである。つまり結婚をするために合意し契約することは、肉体的一體化をめざすことである。一体となった夫婦に関する決定権を持つのは男性だとされ、それにより女性は婚姻関係において従属する立場となるが、そもそも契約が肉体についても対象にしていることで、夫の権利は物に関してだけでなく、女性の肉体そのものにも及ぶ。他者が自分の肉体に関わる決定権を持つことは、自分の行動が自分の意志により決定できず、他者の命令に従わざるを得ないということであり、奴隷と同じ状況が作られることを意味する。ペイトマンはこのように、「合意」に基づく結婚契約により、妻は奴隷類似の状態におかれることになるのだとして、肉体を対象とする結婚契約の概念を批判した。

人間の現実から出発し、「ファミリー」を政治的共同体とみなして結婚関係における権力の移動を「合意」と契約により論じたホップズは、権力のあり方において女性が権力を持つことを含めて、さまざまな可能性を示した。すなわち神を排除した彼の議論において、「合意」とは、人間が自分の意志に基づき決定することであり、その点に関しては女性も男性も同じ立場にあることを前提としていたのである。それゆえ、どのような権力の形も人間が作れることになる。

しかしそのようなホップズとは異なり、ロックの後ろには常に神がいた。ロックが夫婦関係を契約で作ると論じるとき、女性をめぐる二つの「自然」が前提とされており、また、契約概念にペイトマンが指摘するような問題が存在するのであれば、ここで作られる関係は対等なものではありえない。こうしてロックが結婚関係を男性と女性の「合意」に基づく契約によって成立するとしても、そこでは常に女性が従属の状態におかれるという構造になっていたのである。

イングランドでは、結婚によって女性はすべての法的権利を失い、夫が婚姻関係におけるすべての権利を持つとい

う「カヴァアチャー (coverture・庇護された妻の身分)」というコモン・ローの法理が一二世紀以来存在した。法制史家のベイカーは、このように妻を従属状態におく「カヴァアチャー」の法理を、教会での家父長制イデオロギーの国家法上の体现であると説明している。<sup>34</sup> ロックが結婚関係を契約により成立すると論じても、後ろに神がいる限り、女性の自由と独立は認められるはずがなかった。実際「カヴァアチャー」の法理は一七世紀の革命後も変化せず、近代自由主義国家が成立した後も二〇世紀初めまで続き、妻たちは無権利状態を強いられたのであった。

ロックの議論には女性を巡るこのような問題が存在したが、これは実は男女関係における女性の従属だけに関わる問題なのではなく、彼の描く社会の全体構造、さらにそれまでの権力論において当然とされていた権力の本質に変容をもたらすような影響を持っていた。以下それについて検討することにしよう。

### (3) 「社会契約」と権力の変質

ロックの自然状態において、家族は子育てのために時々成立し、そして消滅するような集団であったから、そこでは強力な父権は成立せず、そして継続することもなかった。持続的な政治権力は、家族における権力とは別に、契約によって作られる。これが「社会契約」である。ペイトマンは、ロックの議論において「社会契約」を結ぶのは、父の権力を剥奪した息子(男性)たちであるとしうえて、「性契約」という概念を提示し、「社会契約」による国家設立の影に、結婚契約という形で女性を従属させることになる「性契約」が存在することを指摘した。それにより、私的領域と公的領域の分離がなぜ成立したのかを鮮やかに示してみせたのであった。<sup>35</sup> それを参考にと考えると、ロックの議論において、自然状態から「社会契約」による国家の設立までは、次のように行なわれると考えられる。

ロックの自然状態における家族において理性的に育てられた男性(息子)たちは、成人することで両親の権力から



脱し、神が命じた労働により財産を獲得しながら生きていく。その過程で女性と結婚し、彼女を支配下に置きながら（Ⅱ性契約）、「神の道具」として理性的な子どもを育てる。子どもが独立すれば家族は解体するような関係なので、彼にとり重要なのは、自分の「生命」、自分が労働で獲得した「財産」、そして自分の自由である。それゆえ彼は、それらの保全をめざして契約により国家を作る（Ⅱ社会契約）。こうして近代の自由主義国家における私的領域と公的領域の分離という構造が作られることになった。

しかし、本稿のようにフィルムとホップズとの比較においてロックの議論を考察すると、彼の議論はさらに、権力は何のために存在するのかという権力の本質にも関わる重要な問題を含んでいることがわかる。

そもそもキリスト教社会において、人間社会になぜ権力が必要とされたのかといえば、人間が樂園を追放され、神の力から離れて現世で生きなければならなかったからであった。すなわち、人間が自力で自分たちの生の永続性を保証するための秩序を作らなければならなかったのである。そのためになどのような権力が必要なのかを考えることが、ホップズまでの権力論の前提であった。フィルムは、最初の権力の根拠を神の授権にいたが、その後は人間が、強力な権力により、父として王として、秩序と生命の保持に取り組むとした。ホップズは人間の現実のみに依拠して、すべてを人間の権力により保持するために、「リヴァイサン」を作ると論じたのであった。

それに対してロックは、このような権力論の伝統を、家族は神の支配する領域だとすることで破算にしまった。人間の現実において男女により行なわれる、生命を「産む」・育てるという行為を神のものとするにより、人間は現在及び将来にわたる生命の永続性について努力する責任から解放された。人間はそれについて何も考える必要がなく、神の命じるままに行動していればよくなったのである。<sup>(36)</sup>これがロックの議論の意味である。

このように生命を継続させていくことに関する責任から解放された人間（男性）にとり、生きるうえで何が重要と

なるだろうか。現に自分自身が持っている生命と財産である。それゆえこれらを守るためにのみ、国家権力は作られる。国家権力は、男性個々人の生命と財産を守るために存在することになるので、非常に強力である必要はない。これがロックの論じた権力である。こうして国家権力は、家族のことを考慮することもなく、人間の生命を「産み」、永続させていくことにも関わらなくなった。これが最初に言及した近代自由主義国家の構造である。

ホッブズは、人間の現実だけを見つめたがゆえに、女性の「自然的力」を権力のひとつの根拠として、そこから人間が「合意」により持続的な権力を作っていく方法を論じた。それゆえ、女性の持つ人間を産み育てる力が、権力の本質のひとつとして表現されることになった。また権力のあり方について、人間の意志に基づく選択により、女性が権力を握る可能性も認めていたのであった。そして、人間の世界をすべて人間の意志に基づく決定により運営していくために、ホッブズは絶対的権力としての「リヴァイアサン」を構想したのである。永続的な権力が秩序を保ち、現在および将来にわたる人間の存続を保証する。これは、神による秩序と生命の保証に対する人間による究極の構想であった。

それに対しロックは、男性と女性という存在だけでなく、その関係から生じる生命の持続をも神の意図によるものだと、人間世界における神の支配する領域を広げてしまった。ロックの議論では、家族を形成するために男性と女性のあいだで「合意」に基づく契約が結ばれても、その契約は女性に自分の行動に関する決定権を与えない。それは神の領域で結ばれ女性に従属をもたらず「性契約」であり、「合意」が解放につながることはない。また彼は、そうした契約が結ばれた後、神の支配する領域である家族とは別に、契約により国家を作ると論じた。この国家は男性たちの「合意」により形成されるが、ここでの合意は、彼らに王からの解放をもたらずものであった。しかし、生命の永続性を神に預けてしまった男性たちは、人間にとり最も根本的な「生命」の永続性について対応する必要がある。

そうであれば、人間の世界における権力は非常に弱いものであってもかまわない。とりあえず現在の自分の存在が保証されればいいのである。こうしてロックは、人間社会に対する神の権力の及ぶ範囲を家族全体にまで広げ、人間の作為の範囲を非常に狭めたがゆえに、制限的な権力を論じ、男性個々人が自由を謳歌できる国家体制を主張することができたのである。

しかし、現代に生きる私たちは、神に頼ることはできない。近代自由主義国家の基礎をなしたロックの議論において、国家とは分離され神が支配するとされた家族において生命を産み育てる任務は、現実には神ではなく主として女性が担っている。それゆえ生命の永続性を担う家族と、そこに閉じ込められた女性の問題について解決するためには、家族に対しても人間による政治の作為が必要とされるのである。ロックの議論により成立した公的領域と私的領域の分離を乗り越えるために、ペイトマンは、女性と男性という異なる生息を認めながら、それらとともに統合する政治体の構想を提案した。しかし、そもそも権力は、人間の生命を保証し、永続させるためにある。ロックにより骨抜きにされ、変質させられてしまった権力であるが、女性と男性という存在、そして家族と国家を真に統合するためには、このような権力の本質に立ち戻り、そこから政治社会を構想することが必要とされるのである。

- (1) J. P. Sommerville, *Politics and Ideology in England 1603-1640* (Longman, 1986) pp.11-12.
- (2) Robert Filmer, 'The Anarchy of a Limited or Mixed Monarchy' in *Patriarcha and Other Writings*, (Cambridge U. P., 1991), p.144.
- (3) *Ibid.*, p.139.
- (4) *Ibid.*, p.145.
- (5) 江戸時代の日本において女性を抑圧する言説の中にも、子どもの出生に関して女性は無意味であることを表現する「借り腹」という表現がある。

- (6) このようにキリスト教で女性を抑圧する教説が成立するのに大きな影響力を持ったのがアウグスティヌスである。彼の教えは、ここで述べたような非難に加えて、女性を道徳的にも非難する内容を持った。中村敏子『トマス・ホッブズの母権論』(法政大学出版局、二〇一七年)第二章参照。
- (7) アリストテレス『動物発生論』『アリストテレス全集9』(岩波書店、一九六九年)一四七頁、一六八―一六九頁、二四八頁。
- (8) これは、東洋で女性を抑圧する思想として非難される儒教の陰陽説とまったく同じ内容である。
- (9) Susan C. Karant-Nunn and Merry E. Wiesner-Hanks (ed.), *Luther on Women: A Sourcebook* (Cambridge U. P., 2003), pp.28-29.
- (10) 『法の原理』から『リヴァイアサン』までの変化については、次のような解釈がある。スキナーは『法の原理』や『市民論』では科学的推論を重視していたが、『リヴァイアサン』ではレトリックにより人を説得することを重視したとする。Q. Skinner, *Reason and Rhetoric on the Philosophy of Hobbes* (Cambridge U. P., 1996) p.406. 彼はまたベイトマンとの対談において、『ファミリー』の内容に変化があるのは、『法の原理』では信約が従属に関するものとして考察されたのに対し、『リヴァイアサン』では権威の付与のため信約であるため父に焦点が当たったのだと述べている。Nancy J. Hirschmann and Joanne H. Wright (ed.), *Feminist Interpretations of Thomas Hobbes* (The Pennsylvania State U. P., 2012) p.40. トルコフは『法の原理』の語彙をラテン語に近く、またはラテン語から取られているのに対し、『リヴァイアサン』は英語で考えられていると述べる。Hobbes, *Leviathan Vol.1* (Noel Malcolm (ed.), Oxford U. P., 2012) p.102. フレットは『自由の概念について』『法の原理』ではローマ法的だが、『市民論』では少し別の議論が混ざっている。『法の原理』では現実の家族関係に基づき論じられているのに対し、『市民論』ではローマ法の論理に基づくものになっていると述べる。『リヴァイアサン』では、『ファミリー』に関してあまり論じられていない。
- (11) Hobbes, *On the Citizen*, (Richard Tuck and Michael Silverthorne (eds.) Cambridge U. P., 1998) Chap.8, p.102.
- (12) マーク・ゴールドティは、ホッブズの反対者たちはこれに関し、『ローマ時代の詩人であるオウィディウス (Ovid) の『変身物語』(Metamorphoses) におけるカトモスの歯の話から借用したのだと言ったと述べている。Mark Goldie, 'The reception of Hobbes, in *The Cambridge History of Political Thought 1450-1700* (Cambridge U. P., 1991) p.604. カトモスについては、『リヴァイアサン』第四章において、文字を制定した人物として言及されている。
- (13) Hobbes, *On the Citizen*, p.108.
- (14) Hobbes, *Leviathan* (Richard Tuck (ed.), Cambridge U. P., 1996) Chap. 8, p.102.

- (15) ところでホッブズのいう‘family’を‘家族’という日本語に翻訳するのではなく‘ファミリー’と表記するのは、それが現代の日本人が思い浮かべる‘家族’とはまったく異なる集団として論じられているからである。後でも触れるように、ホッブズの‘ファミリー’を含むコモンウェルス論は、ローマ法の法理の影響を強く受けており、特に‘ファミリア’は、ローマ法上の‘ファミリア’を前提としていると考えられる。中村敏子『トマス・ホッブズの母権論』第五章参照。
- (16) Hobbes, *Leviathan*, p.62.
- (17) スーザン・マン『性から読む中国史』（平凡社、二〇一五年）五頁。
- (18) キャロル・ベイトマン『神は男性を助けるべき者を定めた』『思想』九一〇号（二〇〇〇年四月）一〇三頁。Carole Pateman, *The Disorder of Women*, p.53, p.126.
- (19) 下の「含意」概念の問題性については、Kinch Hoekstra ‘The de facto Turn in Hobbes’s Political Philosophy’ in *Leviathan After 350 Years* (Tom Sorell and Luc Foisneau (eds.) Oxford U. P., 2004) 参照。
- (20) Annabel S. Brett, *Liberty, right and nature*, pp.213–214.
- (21) 下について詳しい説明は、中村敏子『トマス・ホッブズの母権論』第五章参照。
- (22) Daniel Lee, ‘Hobbes and the civil law’ in *Hobbes and the Law* (David Dyzenhaus and Thomas Poole (ed.), Cambridge U. P., 2012).
- (23) Richard Tuck, ‘Introduction’ in Hobbes, *On the Citizen*, pp.xxix–xxxii.
- (24) 実は「獲得によるコモンウェルス」の議論は、コモンウェルスを「設立する」という議論をするために、当時存在した議論の根拠を掘り崩すために論じられたのではないかと考えられる。上述したように、母権論は父権論を論破するという意図があったと思われるが、もうひとつの征服による「専制的支配」の議論は、権力は共同体から移譲されたという、当時王に反対する勢力が主張していた議論を否定するものだったという。権力の根拠が征服にあるなら、それが共同体から移譲されたという議論は成り立たないからである。J. P. Sommerville, *Thomas Hobbes: Political Ideas in Historical Context* (Macmillan, 1992), p.64. また、イングランド国家の昔からの持続性を主張するコモン・ロー学者たちへの反論でもあっただろう。
- (25) Goldie, ‘The reception of Hobbes’, p.604.
- (26) ベイトマン『神は男性を助けるべき者を定めた』一〇一頁。
- (27) キリスト教における夫婦関係に関しては、中村敏子『家父長制からみた明治民法体制』『北海学園大学法学研究』第四五巻第一号（二〇〇九年六月）四～六頁参照。

- (28) John Locke, 'Two Treatises of Government' in *Two Treatises of Government and A Letter Concerning Toleration* (Ian Shapiro ed.), Yale U. P., 2003) II, Chapter VI, § 71, p.130.
- (29) Ibid., I, Chapter VI, § 52, 53, p.36.
- (30) Ibid., II, Chapter VI, § 66, p.128.
- (31) Ibid., I, Chapter V, § 47, p.33.
- (32) Ibid., II, Chapter VII, § 82, p.135.
- (33) Carole Pateman, *The Sexual Contract* (Stanford U. P., 1988) (邦訳『社会契約と性契約』(岩波書店, 二〇一七年)参照)。
- (34) J. H. ベイカー『イングリッシュ法制史概説』(創文社, 一九七五年) 四四六頁。ロックは神を前提に結婚関係を論じたが、これを契約という概念だけに基づき論じようとしたのが、一八世紀に生きたコモン・ロー学者のブラックストンである。彼は結婚を、神の関与がない純粹に合意による契約として論じたが、それでも相変わらず「カヴァチャー」の論理は保持し続けた。このような温情的なバーナリズムがコモン・ローの伝統であるといわれる。中村敏子『トマス・ホブズの母権論』二二五―二三〇頁参照。
- (35) Carole Pateman, *The Sexual Contract*. 特に第四章および第六章参照。
- (36) このように人間の出生を神の管轄としたロックにおいては、人類を存続させるための性欲さえ、神の意図のもとにある。Locke, 'Two Treatises of Government', I, Chapter VI, § 54, p.37.